

## 平成20年度以降に経過措置が終了する合併協定項目一覧

※下線部分は、経過措置の内容

【牟礼地区】

協定項目番号	協定項目	分類	調整案	経過措置の終了年度	担当課	経過措置にかかる変更内容
9	地方税の取扱い	法人市・町民税	高松市の制度に統一する。 ただし、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。	H20	市民税課	
		軽自動車税	高松市の制度に統一する。 ただし、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。	H20	市民税課	
		事業所税	高松市の制度に統一する。 ただし、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。	H22	市民税課	
		納税関係	高松市の制度に統一するものとする。 ただし、牟礼町に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。	H20	納税課	
22	国民健康保険事業の取扱い	国民健康保険(料・税)の賦課等	合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ただし、医療給付費分に係る国民健康保険税(料)率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。	H20	国保・高齢者医療課	
23	介護保険事業の取扱い	介護保険料の賦課・徴収	高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第3期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。 また、牟礼町の第1号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。	H20	介護保険課	
24-1	都市提携	国外都市との提携	高松市の制度に統一する。 ただし、エルバートン市との交流事業については、地域間交流のあり方等を含め、合併時までに調整するものとする。 【合併時までに調整するとした項目の調整結果】 都市提携については、高松市の制度に統一する。 エルバートン市との交流事業については、住民の自主的活動へ移行するものとし、合併年度及びこれに続く3年度に限り、事業補助を行う。	H20	都市交流室	経過措置終了後も、財団法人高松市国際交流協会を通じて、現在の支援内容を継続する。
24-9	児童福祉事業	保育料	合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町の保育所に入所する児童の保育料のうち、負担が増加する場合については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の保育料と同額となるよう、段階的に調整するものとする。	H20	保育課	
24-10	その他の福祉事業	配食サービス事業	高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域における実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。	H20	障害福祉課 長寿福祉課	
		妊婦・乳幼児健康診査	高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域における1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及びこども相談の実施場所については、合併年度及びこれに続く3年度について現行のとおりとする。	H20	保健センター	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査については、21年度は現行のとおりとし、22年度以降において、市域全体で実施場所等の見直しを行う。 こども相談については、21年度から、高松市保健センターにおいて行う。

協定項目番号	協定項目	分類	調整案	経過措置の終了年度	担当課	経過措置にかかる変更内容
24-11	保健衛生事業	健康診査・がん検診	高松市の制度に統一する。 【合併時まで調整する項目の調整結果】 牟礼町地域における乳がん検診については、合併年度及びこれに続く3年度について、検診車による集団検診も必要に応じて実施する。	H20	保健センター	
24-13	商工・観光関係事業	中小企業指導団体等育成	高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。 讃岐石材加工協同組合の事業補助については、現行のとおり実施するものとする。	H20	商工労政課	21年度については、現行のとおり実施する。 なお、22年度以降については調整中。
24-14	農林水産関係事業	水田農業構造改革事業	高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町が実施している景観作物推進事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。	H20	農林水産課	
		農業団体育成事業	高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町が実施している和牛改良組合に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。	H20	農林水産課	
		有害鳥獣駆除事業	高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町で実施している有害鳥獣駆除対策補助事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。	H20	農林水産課	平成20年度まで実施している有害鳥獣駆除対策としての補助事業については、市内全域を対象とした防護柵への助成事業として実施する。
		土地改良事業	高松市の制度に統一する。 牟礼町が事業主体として合併後も継続する事業に限り、完了するまでの間、現行の牟礼町の補助制度を適用し、高松市が事業を実施するものとする。 牟礼町地域のため池のアオコ被害による水質浄化対策については、21年度まで実施するものとする。	H21	土地改良課	
24-15	建設関係事業	河川占用料等	高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域の河川占用料等については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。	H20	河港課	
		漁港管理事業	高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町の漁港施設占用料については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。	H22	河港課	
		港湾施設占用料・使用料等	牟礼町の港湾施設占用料及び使用料については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。	H22	河港課	
24-16	交通関係事業	チャイルドシート助成	牟礼町地域におけるチャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。	H20	交通安全対策室	
24-17	上水道事業	水道料金	高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域において、1か月の水道料金が増加するものについては、合併後4年目に高松市の水道料金と同額になるよう段階的に調整するものとする。	H20	水道局お客さまセンター	

協定項目番号	協定項目	分類	調整案	経過措置の終了年度	担当課	経過措置にかかる変更内容
24-18	下水道事業	水洗便所改造資金支援制度	高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町で合併時までに融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の牟礼町の制度を適用するものとする。	H22	下水道管理課	
		汚水ますの設置	高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域における汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。	H22	下水道管理課	
		合併処理浄化槽設置に対する補助	高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域における合併処理浄化槽設置に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。	H20	下水道管理課	
24-19	消防防災関係事業	防災行政無線	牟礼町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用するものとする。 牟礼町の戸別受信機の経費負担については、合併時までに調整するものとする。  【合併時までに調整するとして項目の調整結果】 高松市の移動系防災無線を設置し、無線運用する。 なお、同報系防災行政無線の遠隔制御装置を消防局に設置し、NTTの専用回線を利用して接続する。 牟礼町の防災行政無線(同報系)の戸別受信機の経費負担については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。	H20	危機管理課	
24-20	学校教育事業	保護者負担軽減対策	高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域におけるクラブ・部活動等補助については、合併年度は現行のとおり実施するものとする。 障害児学級活動補助、中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。	H20	学校教育課 保健体育課	
		学校教育指導	高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、学校図書館専任司書の配置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。	英語指導助手派遣 H22 学校図書館専任司書 H20	学校教育課	
		公立幼稚園	高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域における幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の授業料と同額になるように段階的に調整するものとする。 幼稚園授業料の納付方法等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 牟礼町の園区については、現行のとおり継続するものとする。	H20	学校教育課	
		子ども会活動の促進	合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域の校区子ども会及び牟礼町ジュニア・リーダークラブへの補助については、合併年度の翌年度から、4年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整する。	H20	生涯学習課	
		青年活動の推進	高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町青年会については、高松市青年連絡協議会への加入を促すこととし、補助については、合併年度の翌年度から4年度目において高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。	H20	生涯学習課	

協定項目番号	協定項目	分類	調整案	経過措置の終了年度	担当課	経過措置にかかる変更内容
24-21	社会教育事業	スポーツ団体育成事業	合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域の体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度の翌年度から、4年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。	H20	スポーツ振興課	
		スポーツイベント等振興事業	高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域のむれスポーツフェスタへの補助については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。	H20	スポーツ振興課	
		体育施設管理運営	高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域の体育施設の利用時間及び使用料については、現行のとおりとし、減免措置については、合併年度の翌年度から3年度に限り、現行のとおりとする。 牟礼町地域の体育施設の管理運営方法等については、合併時まで調整する。	H20	スポーツ振興課	
24-22	文化振興事業	文化団体の育成・支援事業	高松市の制度に統一する。 【合併時まで調整する項目の調整結果】 牟礼町文化協会(文化協会むれ)への補助については、両市町の合併に伴う動向及び活動の方向性等を見極め、その額を決定するものとする。		国際文化振興課	平成21年度は、2分の1に削減し、平成22年度も21年度と同額とする。平成23年度以降は、協会の活動状況を見極め、100千円を上限とする。
24-23	その他の事業(夢励人プロジェクト)	夢励人プロジェクト	牟礼町の夢励人プロジェクトについては、その趣旨等を踏まえ、市民活動団体の自主的な活動への移行を前提に、合併年度及びこれに続く3年度に限り、適切な支援を行うものとする。	H20	企画課	